

サービスの内容及び利用料金（訪問介護）

介護保険制度では、身体介護が中心、生活援助が中心のサービスがあり、それぞれのサービスおよび利用時間によって利用料が異なります。

1. 身体介護が中心の場合

(1)所要時間20分未満	183単位
(2)所要時間20分以上30分未満	274単位
(3)所要時間30分以上1時間未満	435単位
(4)所要時間1時間以上1時間半未満	635単位
(5)所要時間1時間半以上・30分毎	91単位

2. 身体介護に引き続き生活援助を行う場合

(1)身体30分に引き続き20分以上45分未満	347単位
(2)身体30分に引き続き45分以上70分未満	419単位
(3)身体60分に引き続き20分以上45分未満	507単位

3. 生活援助が中心の場合

(1)所要時間20分以上45分未満	200単位
(2)所要時間45分以上	246単位

4. 同一敷地内施設の利用者様に対して訪問介護を行った場合は、所得単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

5. 初回加算	200単位/月
6. 緊急時訪問介護加算（介護予防を除く）	100単位/回
7. 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位/月
（Ⅱ）	200単位/月
8. 特定事業所加算Ⅱ	所定単位数の10%を加算
9. 介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に13.7%を加算
10. 介護職員職員等特別処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に6.3%加算

サービスの内容及び利用料金（訪問型独自サービス）

訪問型独自サービスは、要支援1・要支援2・事業対象者の利用者に対して1週間の利用頻度から月単位で利用が異なります。

1. 訪問型独自サービス（Ⅰ）	1,172単位/月
週1回程度の利用が必要な場合 要支援1・要支援2・事業対象者	
2. 訪問型独自サービス（Ⅱ）	2,342単位/月
週2回程度の利用が必要な場合 要支援1・要支援2・事業対象者	
3. 訪問型独自サービス（Ⅲ）	3,715単位/月
週2回程度の利用を超える利用が必要な場合 要支援2・※事業対象者	
4. 同一敷地内施設の利用者様に対して訪問介護を行った場合は、所得単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。	
5. 初回加算	200単位/月
6. 生活機能向上連携加算	100単位/月
7. 介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に13.7%加算
8. 介護職員職員等特別処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に6.3%加算